

循 社 第 3 2 2 号
令和2年8月12日

一般社団法人千葉県環境保全センター理事長 様

千葉県環境生活部循環型社会推進課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大下における廃棄物の円滑な処理について

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃から御尽力を頂き感謝いたします。

このことについて、別添写しのとおり令和2年8月6日付け事務連絡により環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課及び廃棄物規制課から通知がありました。

貴職におかれましては、今般の新型コロナウイルス感染者の増加の状況を踏まえ、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策が適切に実施されるよう、これまでの通知等を参考にしていただき、貴下会員に再度周知いただくようお願いいたします。

【連絡先】

千葉県 環境生活部 循環型社会推進課
資源循環企画室

T E L : 043-223-2758

e-mail : e-sigen@mz.pref.chiba.lg.jp



事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 6 日

各都道府県・政令市
一般廃棄物行政主管部（局）
産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

新型コロナウイルス感染拡大下における廃棄物の円滑な処理について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

令和 2 年 7 月以降、新型コロナウイルス感染症の感染者数が全国的に増加傾向にあり、国内感染者数は累計 4 万人を越えたところです。このような状況にあっても、廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、安定的に業務を継続することが求められています。

このことを踏まえ、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策が適切に実施されるよう、環境省ウェブページに掲載しているこれまでの通知や Q & A、廃棄物収集運搬作業時の留意点に関する動画等を参考にいただき、貴管内廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に再度周知いただくとともに、廃棄物処理業務の継続に遺漏なきようお願いいたします。

また、各都道府県又は市区町村において、委託業者、許可業者又は清掃事務所内での新型コロナウイルスの感染者の発生や業務の継続に必要な資材の不足などにより、医療関係機関等から排出される感染性廃棄物や、その他の事業所（宿泊療養施設を含む）や家庭から排出される感染症に係る廃棄物等について、処理事業の継続が極めて困難となる又は処理が著しく停滞する等が予見されている場合は、速やかに以下の連絡先まで情報提供くださいますようお願いいたします。

○環境省新型コロナウイルス感染症対策に関するウェブページ

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html

(一般廃棄物に係る連絡先)

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

担当：菊地、越智、用品

TEL：03-3581-3351

E-Mail：hairi-haitai@env.go.jp

(産業廃棄物に係る連絡先)

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物規制課

担当：寺西、伊藤、吉田

TEL：03-5501-3157

E-Mail：hairi-sanpai@env.go.jp